

報告第十五号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの  
で、同条第二項の規定により報告する。

令和四年九月十四日

江戸川区長 齊藤 猛

## 和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	687,684 円	2 件
合 計	687,684 円	2 件

## 和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金  
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	196,389 円	令和4年4月20日	東京簡易裁判所 令和3年(八)第109817号	平成8年11月12日	元金 5,600 円 利息金 4,400 円 遅延損害金 186,389 円	令和4年5月から令和7年6月まで 毎月末日限り5,000円ずつ 令和7年7月末日限り6,389円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
2	491,295 円	令和4年4月25日	東京簡易裁判所 令和3年(八)第109823号	平成3年8月6日	元金 77,100 円 利息金 6,900 円 遅延損害金 407,295 円	令和4年5月から令和9年5月まで 毎月末日限り8,000円ずつ 令和9年6月末日限り3,295円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
計	687,684 円	/	/	/	/	/	/